

藤沢市商店街にぎわいまちづくり支援事業補助金交付要綱

制定 平成22年4月1日
改正 平成23年4月1日
改正 平成24年4月1日
改正 平成24年6月1日
改正 平成25年4月1日
改正 平成25年7月1日
改正 平成27年4月1日
改正 平成28年4月1日
改正 平成30年4月1日
改正 令和2年4月1日
改正 令和3年4月1日
改正 令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 市長は、一般社団法人藤沢市商店会連合会（以下「商連」とする。）又は商連に加盟している商店街（以下「商店街」とする。）が取り組む商店街の特色づくりなどに対し重点的に支援を行うことで地域商業の活性化を図るため、商店街にぎわいまちづくり支援事業に要する経費の一部に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 この要綱において「商店街にぎわいまちづくり支援事業」とは、次に掲げるいずれかに該当する事業とする。ただし、第1号及び第2号に規定する事業については、事業開始から5年以上経過（大規模な地震、風水害その他の事象により通常の開催が困難となった期間を除く。）しているものは対象としない。

- (1) 商店街の特色づくり、方向性づくりに関する事業
- (2) パートナーシップ推進に関する事業
- (3) 後継者育成に関する事業
- (4) 商店街に直接の消費や賑わいをもたらす販売促進事業で商連が認めた事業
- (5) 商連が実施するまちゼミ事業
- (6) 前5号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認める事業

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、前条の事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

謝金、会議費（食料費についてはコーヒー代程度とする）、賃借料、借損料、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、什器備品費（汎用性の高いものは除く）、賃金、雑役務費等の事務経費、委託費、施設整備関係費、家賃、商品開発・販路開発にかかる経費、改装費、資料作成・購入費、材料費（食材料費は除く）、集計・分析費、ソフト開発費、商標権等取得経費、地域産品を活用した景品・販売促進費（再来店を促すもの）、その他事業の目的を達成するた

めに必要と認める経費

(補助率・補助限度額)

第4条 補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。ただし、複数の商店街が連合して組織されていると認められる場合の補助限度額については、この限りではない。

2 算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(事業選定及び補助申請可能額の決定)

第5条 市長は、対象事業の選定について、必要があれば別に定める商店街にぎわいまちづくり支援事業選考委員会（以下、「選考委員会」とする。）を設置することができる。

2 市長は、選考委員会の評価をもとに予算の範囲内において、補助申請可能額を決定し、商店街に対して通知する。

(補助金交付の申請手続)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、商店街にぎわいまちづくり支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業開始までに市長に提出しなければならない。

(1) 商店街にぎわいまちづくり支援事業補助金事業計画説明書

(2) 収支予算書（第2号様式）

(3) 第2条4号補助対象事業については、商店街から提出のあった事業計画書の写し

(4) 第2条4号補助対象事業については、前号に規定する事業計画書に対する評価調書の写し

(補助金交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、商店街にぎわいまちづくり支援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(事業の計画変更)

第8条 前条の規定により、補助金交付の決定通知を受けたものが、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに商店街にぎわいまちづくり支援事業補助金事業計画変更承認申請書(第4号様式)に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、商店街にぎわいまちづくり支援事業補助金事業計画変更承認通知書(第5号様式)により通知する。

(補助金の交付時期)

第9条 補助金の交付は、事業完了後一括払いとする。

(事業実績報告書の提出)

第10条 補助金の交付を受けたものは、当該事業を完了したときは、商店街にぎわいまちづくり支援事業補助金事業完了届兼事業実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業完了後1月以内に市長に提出しなければならない。

(1) 当該事業の成果を記載した書類

(2) 収支決算書（第7号様式）

(3) 実施事業の写真

(4) 領収書の写し

(5) 第2条4号補助対象事業については、商店街から提出のあった事業報告書の写し

(検査等)

第11条 市長は、補助金の交付を受けたものに対して、事業に関する指示又は検査をすることができる。

(備付帳簿)

第12条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(助金交付申請書の提出期限の特例)

2 この要綱の施行された年度における補助金交付申請については、第5条の規定を適用しないものとする。

(検討)

3 市長は、平成28年3月31日までにこの要綱の執行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成31年3月31日までにこの要綱の執行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和5年3月31日までにこの要綱の執行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和6年3月31日までにこの要綱の執行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和9年3月31日までにこの要綱の執行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

別表 (第4条関係)

事業内容	補助率	補助限度額
商店街の特色づくり、方向性づくりに関する事業	3 / 4 以内	1 5 0 万円
パートナーシップの推進に関する事業	1 / 2 以内	8 0 万円
後継者育成に関する事業	3 / 4 以内	5 0 万円
直接の消費や賑わいをもたらす販売促進に関する事業	1 / 2 以内	6 0 万円
まちゼミ事業	3 / 4 以内	1 5 0 万円
市長が必要と認める事業	その都度、市長が定めるものとする	